

平成30年度 指定管理者評価結果票

所 管 課	健康福祉部障害福祉課
評価対象期間	H30.4.1 ~ H31.3.31

1 基本情報

施設概要	名 称	岐阜県立はなの木苑
	所在地	土岐市泉町久尻字滝ヶ洞1512-2
指定管理者	名 称	社会福祉法人岐阜県福祉事業団
	構 成 員	—
	所在地	岐阜市下奈良2丁目2番1号
	指定期間	H28.4.1 ~ R3.3.31
指定管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)(以下「障害者総合支援法」という。)第5条第11項の規定により、知的障害者につき施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う業務。 ・障害者総合支援法第5条第8項に規定する短期入所(児童福祉法第4条第2項に規定する障害児及び知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者に係るものに限る。)を行う業務。 ・施設の管理に関すること。 ・その他仕様書に定めること。 	

2 利用状況を把握するための指標

指標	利用者数 (単位:人)
H28	2,326
H29	2,348
H30	2,308

3 平成30年度の収支状況

(単位:千円)

収 入 計	358,869
利用料金	355,277
指定管理料	0
そ の 他	3,592
支 出 計	310,374
人 件 費	229,055
施設管理費	22,254
そ の 他	59,065
差 引	48,495
納 付 金	—

4 前年度の評価員会議の主な意見及び対応

前年度の評価員会議の主な意見	対応状況
・当事者に届き、当事者にわかりやすい情報の提供には今後も引き続き取組まれたい。	・ホームページやパンフレット、広報誌による情報提供のほか、利用者にはわかりやすい新聞を掲示し、ご家族にはユニット通信や個別の手紙を送付し利用者の生活の様子を伝えた。また、地域の障がい者、家族に施設のサービスを紹介するため、特別支援学校での「福祉サービス事業所による合同説明会」等に積極的に参加し情報提
・重度、行動障害の人の受け入れ、その支援方法により障害の状態改善に効果はあったのか、あったならそれを広めて欲しい。	・行動障害の利用者が安定して生活できるよう強度行動障がい検討委員会を編成し、原因を分析し、統一した支援を行うことで他害行為の軽減に繋がった。また、組織で発達障がい研究チームを編成し事例検討や研修会を開催する等、支援の取り組みや改善例等を各施設にフィードバックし情報共有を図った。

5 評価員会議による評価結果

評価項目	評価点 (平均点)	評価員の主な意見
管理基準の充足状況	3.3	<ul style="list-style-type: none"> 東濃圏域の拠点施設として多様なニーズに応える取り組みを行っている。 全室個室、小規模単位の生活空間の環境を提供している。 防犯カメラ、見守りカメラの使用目的が人権擁護の観点から適切かどうかの共通認識が必要である。
設置目的の充足状況	3.3	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の家族への情報発信に積極的に取り組まれている。 8市町村から延べ1681名の日中一時支援の利用者の受け入れと、発達障害児者の相談延べ618件等自主事業を実施している。 東濃地域の知的障害者支援として様々な在宅地域支援サービスを行っていることは評価できるが、自主事業(委託)事業が多岐に亘っていないか。本体施設運営、施設利用者処遇に支障が出ることはないか。
公共性の確保の状況	3.3	<ul style="list-style-type: none"> 防災計画に基づき訓練が実施されている。 可能な限り地域で生産された食材、地域の企業、商品を活用、地元雇用で非正規職員を雇用している。 誤薬の報告があったり事故怪我の発見が事後になっていることなど、個室化、生活単位の小規模化との関連はどうか。
経営状況	3.6	<ul style="list-style-type: none"> 職員の専門性向上のために、さまざまな研修を実施されている。 収支状況は適正 日々の支援について、職員が振り返り、職員間で情報共有できる場について検討して下さい。
派生的効果	3.5	<ul style="list-style-type: none"> 余暇支援に多彩な地域ボランティアを活用されていること、また、事業所レベルで他施設との交流にも取り組まれている。 拠点機能を生かして、地域交流活動を、地域福祉サービスの短期入所、日中一時支援等がうまくみ合って地域福祉に貢献している。 利用者一人一人の「選択」について、さらに検討を進めて下さい。

<評価基準>

5	協定書等に定める水準を上回る管理運営がなされており、かつ特筆すべき実績・成果を上げている
4	協定書等に定める水準を上回る管理運営がなされている
3	協定書等に基づき、適切な管理運営がなされている
2	協定書等に基づき、概ね適切な管理運営がなされているが、一部に更なる工夫や改善を要する
1	改善を要する

6 県による評価結果

最終評価	評価の考え方
A	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者芸術文化支援センターとの連携により美術展に利用者の作品を展示するなど、余暇支援の充実に力を入れている。 相談支援事業所を通じ、積極的に在宅利用者を受入れ、地域福祉に貢献している。 利用者の高齢化・重度化に対応するため、看護師を増員するなど、医療体制を強化した。 入所者それぞれのニーズに対応した適切な支援を行えるよう、引き続き検討を重ねていただきたい。

<評価基準>

S	優れた管理運営がなされており、かつ十分な実績・成果を上げている
A	優れた管理運営がなされている
B	適正な管理運営がなされている
C	改善を要する